

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（案）の概要

1 趣旨

(1) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく当初配分及び融通

従来、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び融通については、次の①から④までに基づき行ってきたところ。

- ① 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「資源管理法」という。）
- ② 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（以下「くろまぐろ基本計画」という。）
- ③ 第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（以下「配分の考え方」という。）
- ④ くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領（以下「旧実施要領」という。）

(2) 改正漁業法に基づく当初配分及び融通

改正漁業法の下においては、

- ① 漁業法
- ② 資源管理基本方針
- ③ (1) ③の配分の考え方

に加え、

- ④ くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（以下「新実施要領」という。）

を制定し、当初配分及び融通を実施することとする。

2 新実施要領に定める事項

資源管理法の下でくろまぐろ基本計画及び旧実施要領に定められていた事項のうち、改正漁業法の下で資源管理基本方針に記載されていない次の事項について新実施要領に定めることとする。

- ① 当初配分の基準の詳細及び配分量の融通の基本的考え方
- ② 当初配分及び配分量の融通の手続き

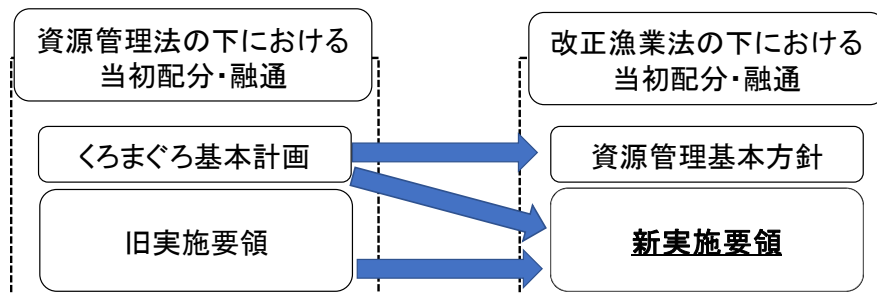


図 新実施要領に定める事項のイメージ図

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（案）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

第1 趣旨

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分については、法、基本方針及び「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に示された方法によって実施されることとなる。

また、くろまぐろの漁獲可能量の管理については、年によって異なる漁場形成の変動等により生じるそれぞれの管理区分に配分した配分量の過不足が、漁業者及び関係業者に与える影響を緩和することが重要となっている。そのような背景から、平成30年9月に水産政策審議会資源管理分科会の下に置かれた「くろまぐろ部会」で議論され、第5回くろまぐろ部会（平成30年11月1日）で取りまとめた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」が、水産政策審議会第92回資源管理分科会（平成30年12月19日）において了承されたところである。

新しい漁業法に基づく漁獲可能量の管理に当たっても、この考え方を踏襲し、都道府県間、大臣管理区分間及び都道府県と大臣管理区分との間で行う配分量の融通に関するルールを整備し、各都道府県内における知事管理区分（漁業種類間、海域間等）を含めた配分量の融通を促進することにより、漁獲可能量の有効活用を図ることとする。

第2 用語の定義

本要領における用語の定義は、法及び基本方針によるほか、次の1から4までのとおりとする。

1 当初配分

法第15条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が、各管理年度の開始日時点のくろまぐろの配分量を定めることをいう。

2 融通

法第15条第6項の規定に基づき、農林水産大臣がくろまぐろの配分量を変更することのうち、①都道府県間、②大臣管理区分間、③都道府県と大臣管理区分との間又は④くろまぐろ（大型魚）とくろまぐろ（小型魚）との間のいずれかにおける配分量の

移転をいう。

3 交換

融通のうち、くろまぐろ（大型魚）とくろまぐろ（小型魚）との間で相互に配分量を移転するものをいい、次の2つのタイプがある。

- (1) 等量交換 くろまぐろ（小型魚）の配分量とくろまぐろ（大型魚）との配分量とを同じ配分量で移転するものをいう。
- (2) 不等量交換 くろまぐろ（小型魚）の配分量とくろまぐろ（大型魚）との配分量とを異なる配分量で移転するものをいう。

4 譲渡

融通のうち、配分量を、譲り受けることなく、一方的に譲り渡すものをいう。

5 譲受

融通のうち、配分量を、譲り渡すことなく、一方的に譲り受けるものをいう。

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の詳細

1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2-1関係）

(1) 第6の1(4)「資源評価に用いるデータの収集への配慮」

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において漁獲上限を適切に定めるためには、資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、調査期間中の切れ目のない操業を確保して漁獲データを収集することにより、回復傾向にある資源評価の精度を高め、回復傾向を示すことが重要である。

このため、一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）に対して、データの精度を担保するために、基本方針第5の2の留保枠から当初配分される配分量に上乘せ配分を行うこととしている。

なお、当該地域の関係都道府県においては、精度の高いデータ収集が可能となるよう、期間別に配分量を分けて管理したり、一部を留保するなど、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により、配分した配分量ではデータが十分に収集できないと判断された場合には、留保枠から配分量の追加配分を行うものとする。

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの管理区分において、漁獲可能量（他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡したものも含む。）に未利用分がある場合には、その管理年度の当初配分した漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌年の管理年度の漁獲可能量に繰り越すこととなっている。翌年の管理年度の漁獲可能量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの管理区分において、その未利用分から追加配分する配分量を除いて残量が発生する場合には、当該残量は、国の留保枠に繰り入れるものとする。

(3) 第6の4「都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について」

超過分の差引きにより管理年度の配分量が実質0トンとなる都道府県又は大臣管

理区分については、想定外の混獲があった場合に充当するための配分量（以下「混獲管理のための配分量」という。）を与えることとなっている。

令和元年漁期（第5管理期間）以降に超過分が発生した場合は原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。

知事管理区分における過去の管理期間の超過分については、平成28年漁期（第2管理期間）の超過分は都道府県別漁獲可能量の2割を上限に超過分の全量に達するまで毎年差し引くこととし、平成29年漁期（第3管理期間）の超過分は全量を一括で差し引くこととし、差し引けなかった分は翌年度以降に差し引く。差引きにより都道府県別漁獲可能量が実質0トンとなる都道府県について、混獲管理のための配分量を一定量配分する。

なお、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県のうち、混獲管理のための漁獲可能量を配分している場合については、漁獲の超過分があった場合でも、翌年の漁獲可能量は、その差引きによる都道府県別漁獲可能量の変更は行わない。

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が220トンを超えている場合には、次の①及び②の方法により、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。

① 留保枠が220トンを下回らない範囲において、各都道府県に一律に3.0トン以内の数量を追加配分する。

② ①の追加配分後の留保枠が220トンを下回らない場合には、さらに残りの留保枠を220トンを下回らない範囲において、平成29年漁期（第3管理期間）の都道府県別の配分量（平成28年漁期（第2管理期間）の超過量の差引きを除く。）の比率で追加配分する。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2-2関係）

(1) 第6の1(4)「資源評価に用いるデータの収集への配慮」

漁獲データが資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、WCPFCにおいて漁獲上限を適切に定めるためには、資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、調査期間中の切れ目のない操業を確保して漁獲データを収集することにより、回復傾向にある資源評価の精度を高め、回復傾向を示すことが重要である。

このため、親魚資源量の指標算出に使用しているはえ縄漁業（かつお・まぐろ漁業）に対して、データの精度を担保するために、留保枠から当初配分される配分量に上乘せ配分を行うこととしている。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、期間別に配分量を分けて管理したり、一部を留保するなど、当該漁業に係る漁業者団体等における自主的な取組も含め、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により、配分した配分量ではデータが十分に収集できないと判断された場合には、留保枠から配分量

の追加配分を行うものとする。

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの管理区分において、漁獲可能量（他の大臣管理区分及び都道府県に譲渡したものも含む。）に未利用分がある場合には、その管理年度の当初配分した漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌年の管理年度の漁獲可能量に繰り越すこととなっている。翌年の管理年度の漁獲可能量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、漁獲可能量を当該繰越分を追加配分を反映した配分量に漁獲可能量を変更する。

また、それぞれの管理区分において、その当該未利用分から当該追加配分する配分量を除いた残量が発生する場合には、当該残量は、国の留保枠に繰り入れるものとする。

(3) 第6の4「都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について」

超過分の差引きにより管理年度の配分量が実質0トンとなる管理区分については、混獲管理のための配分量を一定量配分するものとする。

令和元年漁期（第5管理期間）以降に超過分が発生した場合は原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。

なお、瀬戸内海における漁獲による超過分及び管理上の観点から1.0トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている場合については、漁獲による超過分があった場合でも、翌年の漁獲可能量は、その差引きによる都道府県別漁獲可能量の変更は行わない。

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が50トンを超えている場合には、留保枠が50トンを下回らない範囲において、都道府県及びかつお・まぐろ漁業に対して、優先して配分を行う。

第4 都道府県別漁獲可能量の当初配分の手続

1 都道府県知事に対する意見照会（法第15条第4項関係）

(1) 法第15条第4項の規定により管理年度の都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣は、基本方針及び第2の定めるところに即して、原案を作成し、各都道府県知事に対して、当該管理年度の開始前に1回（12月）、別記様式第1号により、都道府県別漁獲可能量に関する意見を聴くものとする。

(2) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第2号により、同意する旨の回答を行う。

(3) 当該意見照会に意見提出する場合にあっては、都道府県知事は別記様式第3号により、意見を提出する。

2 当初配分の決定、公表及び通知（法第15条第1項及び第3項から第6項まで関係）

(1) 1(2)の規定に基づき提出のあった都道府県知事の意見を踏まえて、法第15条第3項の規定により、都道府県漁獲可能量の案を水産政策審議会に諮問し、その答申を受けて農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めるものとする。

- (2) 都道府県別漁獲可能量を定めたときは、農林水産大臣は、法第15条第4項の規定により、各都道府県知事に対して、別記様式第4号により、通知する。
- (3) 定めた都道府県別漁獲可能量については、法第15条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。
- (4) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量が定められたときは、(3)の公表後、法第16条第5項の規定に基づき、遅滞なく都道府県の告示(以下「都道府県告示」という。)において公表するものとする。

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 配分量の融通の趣旨

- (1) 融通を行う場合には、漁獲可能量を交換し、譲渡し、又は譲受する当事者となる都道府県又は当該大臣管理区分に係る漁業者により構成される団体等(以下「大臣管理団体等」という。)の事前の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡及び譲受のいずれも行えるものとする。なお、交換の場合には、当該管理年度と翌年の管理年度との間の交換も可能とする。
- (2) 他の都道府県等に融通を行うことで配分量が減少した後、突発的な来遊により当該減少後の配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保を放出して対応する。

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

- (1) 漁獲可能量の融通を行うことができる配分量は、「各管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量から、当該管理年度における当該都道府県又は大臣管理区分の漁獲量を差し引いた配分量」を上限とする。
- (2) 融通後の配分量は、遵守しなければならない。

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 意見照会

- (1) 当該管理年度の都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、各都道府県知事に対して、9月及び翌年1月に、別記様式第5号により、都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見を聴くものとする。
- (2) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、農林水産大臣に対して、都道府県知事が配分量の交換又は譲受を希望する場合又は配分量の譲渡が可能な場合には、別記様式第6号により、都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会に対する回答を行うものとする。

2 配分量の融通に関する情報提供及び協議

- (1) 農林水産大臣は、1(2)の規定により提出のあった都道府県別漁獲可能量に関する意見を取りまとめ、別記様式第7号により、速やかに配分量の交換又は譲受を希望する都道府県知事又は配分量の譲渡が可能な都道府県知事に対して情報提供を行うこととする。
- (2) (1)の情報提供を受けた都道府県知事は、原則としてそれぞれの都道府県の間で協議を行うこととするが、必要に応じて、農林水産大臣に対して、別記様式第8号に

より、協議の仲介を要請することができるものとする。

- (3) 都道府県間で配分量の融通の協議が整った場合には、当該都道府県知事は、農林水産大臣に対して、別記様式第9号により、速やかに当該協議の結果を届け出るものとする。
 - (4) 1の意見照会を経ずに、都道府県間において配分量の融通の協議が整った場合には、都道府県知事は、農林水産大臣に対して、別記様式第10号により、速やかに当該協議の結果を届け出るものとする。
 - (5) 各管理年度における配分量の融通については、都道府県知事は、各管理年度終了の15日前までに配分量の融通の協議を終え、かつ、(3)又は(4)の届出をしなければならない。
- 3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）
- (1) 融通に係る協議結果の届出があった場合には、農林水産大臣は、あらかじめ水産政策審議会の了解を得たものを除き、水産政策審議会の意見を聴いた上で、法第15条第6項の規定により、都道府県別漁獲可能量を変更するものとする。
 - (2) 農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第11号により、通知する。
 - (3) 変更した都道府県別漁獲可能量については、法第15条第6項において準用する同条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。
 - (4) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、(3)の公表後、法第16条第5項において準用する同条第5項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、大臣管理団体等間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が整った場合には、大臣管理団体等の長は、農林水産大臣に対して、別記様式第12号により、速やかに当該協議の結果を届け出るものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

- (1) 協議結果の届出があった場合には、農林水産大臣は、あらかじめ水産政策審議会の了解を得たものを除き、水産政策審議会の意見を聴いた上で、法第15条第6項の規定により、大臣管理漁獲可能量を変更するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、大臣管理団体等の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第13号により、通知する。
- (3) 変更した大臣管理漁獲可能量については、法第15条第6項において準用する同条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示

して、公表する。

第8 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

農林水産大臣は、大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通については、第6の1(1)の要望調査後に都道府県間で協議が整わない場合であって、第6の2(2)の規定により、大臣管理団体等の長又は都道府県知事から要請があった場合において、大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の協議を仲介することとする。

2 配分量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

(1) 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通に関する協議が調った場合には、農林水産大臣は、あらかじめ水産政策審議会の了解を得たものを除き、水産政策審議会の意見を聴いた上で、法第15条第6項の規定により、配分量を変更するものとする。

(2) 農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第11号により通知するとともに、当該大臣管理団体等の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第13号により通知するものとする。

(3) 変更した配分量については、法第15条第6項において準用する同条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

(4) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、(3)の公表後、法第16条第5項において準用する同条第5項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

3 留保枠を用いた調整

大臣管理区分からの融通可能量に一定量を加えることで融通が調うときであって、その量が留保枠の範囲内にある場合には、留保枠と都道府県別漁獲可能量との間での配分量の交換を行うことができることとする。

この場合における都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知は、第6の3の規定により行うものとする。

第9 配分量の交換又は譲渡により配分量が減少した管理区分において、配分量を超過した場合の措置

配分量の交換又は譲渡が行われた大臣管理区分又は都道府県においては、これにより配分量が減少することとなったとしても、当該交換又は譲渡後の配分量を遵守することが基本である。

しかしながら、配分量の交換又は譲渡が行われた大臣管理区分又は都道府県が、突発的な来遊により予期しない漁獲が積み上がるなどやむを得ない事情により、減少後の配分量を超過した場合には、留保枠の残量を考慮した上で、当該交換又は譲渡が行われた配分量を上限として、留保枠から当該大臣管理区分又は都道府県に対して配分量の追加

配分を行うことができることとする。

この場合における配分量の変更の決定、公表及び通知については、第6の3又は第7の2の規定により行うものとする。

第10 配分量の融通が行われた場合の翌年の管理年度の当初配分

配分量の融通が行われた管理年度の、翌年の管理年度以降の漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への当初配分は、当該配分量の融通後の配分量を考慮したものとせず、従前の配分基準に従うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、基本方針別紙2-1及び別紙2-2の管理年度の開始の日（大臣管理区分にあつては令和3年1月1日、知事管理区分にあつては令和3年4月1日）から施行する。
(くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領の廃止)
- 2 くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領（平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知）は、廃止する。
(くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前のくろまぐろの配分量の融通に関する実施要領第1から第10までの規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項第2号に規定する都道府県別漁獲可能量を定めるに当たり、同条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、年 月 日（ ）までに提出願います。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (〇〇県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に
係る意見照会に対する回答（同意）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
当初配分に係る意見照会について、同意する旨を回答いたします。

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に
係る意見照会に対する回答（意見）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
当初配分に係る意見照会について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 希望するくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	希望する都道府県別漁獲可能量の当初配分 (〇〇県分)
くろまぐろ（小型魚）	トン
くろまぐろ（大型魚）	トン

2. 1. の都道府県別漁獲可能量を希望する理由

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (〇〇県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
意見照会（第 回）

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会（第 回）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、配分量の交換又は譲受を希望する場合にあっては当該交換又は譲渡を希望する配分量を、配分量の交換又は譲渡が可能な場合にあっては当該交換又は譲渡が可能な配分量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、 年 月 日（ ）までに提出願います。

なお、本意見照会に対する回答に併せて、農林水産大臣へ仲介を要請することを可能としています。また、農林水産大臣が仲介する場合には、配分量の交換に関する希望についての調整を行った後、更に譲渡が可能な配分量があれば、配分量の譲受に関する希望についての調整を行うことといたします。

※施行上の注意：別紙として別記様式第6号を添付する。

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
意見照会（第 回）に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
融通に係る意見照会（第 回）について、下記のとおり交換又は譲受を希望する配分量（交
換又は譲渡が可能な配分量）を提出します。

また、本意見照会に係る融通の協議については、農林水産大臣による仲介を要請いたしま
す。

記

1. 交換又は譲受を希望する配分量（当初配分（又は現時点の配分）からの増加を要望す
る配分量）

要望する類型	種類	配分量
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	トン ()
譲受	小型魚又は大型魚	トン

2. 交換又は譲渡が可能な配分量（当初配分（又は現時点の配分）からの減少可能な配分
量）

要望する類型	種類	配分量（※）
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	トン ()
譲渡	小型魚又は大型魚	トン

※ 交換を希望する配分量のうち、交換の協議が調わない場合の譲渡の可否について、記
載をお願いします。配分量の下の括弧内に（譲渡可）、（譲渡不可）又は（ トン譲渡可）
を記載してください。

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
意見照会（第 回）の結果

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
融通に係る意見照会（第 回）について、意見照会を行った結果、下記の表のとおり回答
がありましたので、お知らせします。

なお、各都道府県知事間で配分量の融通の協議が整った場合には、別紙様式により報告
をお願いします。

記

（表） くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意
見照会（第 回）の結果

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量（トン）	配分量の融通に応じることが可能な配分量（トン）
小型魚		交換		
		譲受		
	計			

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを要望する配分量（トン）	配分量の融通に応じることが可能な配分量（トン）
大型魚		交換		
		譲渡		
	計			

※施行上の注意：別紙として別記様式第8号を添付する。

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議の仲介要請

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議について、個々の都道府県知事間で協議を進めてまいりましたが、下記の配分量について協議が調いありませんでした。

このため、今後は、農林水産大臣に協議の仲介を依頼した都道府県、大臣管理区分及び留保枠からの配分量の融通を受けたいので、農林水産大臣による仲介を要請いたします。

記

1. 配分量の融通を受けることを希望する類型

小型魚と大型魚の交換／譲受

2. 配分量の融通に係る協議の仲介を希望する配分量

小型魚 ／大型魚	配分量の融通を受けることを希望する配分量	
	都道府県、大臣管理区分及び国の留保	トン
小型魚 ／大型魚	配分量の融通に応じることが可能な配分量	
	都道府県、大臣管理区分及び国の留保	トン

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
意見照会（第 回）後の協議結果の届出

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会
（第 回）後の協議について、下記のとおり都道府県別漁獲可能量の融通の協議が調いま
したので、都道府県別漁獲可能量の変更の手続をお願いします。

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る意見照会後の協議結果

	都道府県別漁獲可能量			都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
協議結果の届出

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議について、下記のとおり都道府県別漁獲可能量の融通の協議が調いましたので、都道府県別漁獲可能量の変更の手続をお願いします。

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果（〇〇県分）

	都道府県別漁獲可能量			相手方の 都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (〇〇県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	トン	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン	トン

農林水産大臣 殿

大臣管理団体等の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議結果の届出

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議について、下記のとおり大臣管理漁獲可能量の融通の協議が調いましたので、大臣管理漁獲可能量の変更の手続をお願いします。

記

大臣管理漁区分の獲可能量の融通に係る協議結果（〇〇漁業分）

	大臣管理区分別漁獲可能量			相手方の 大臣管理区分	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換

大臣管理団体等の長 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり大臣管理漁獲可能量を変更したので、御了知の上、関係団体等に周知願います。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した大臣管理漁獲可能量 (〇〇漁業分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	トン	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン	トン